

令和6年10月
静岡県信用農業協同組合連合会

貯金等規定の一部変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
静岡県信用農業協同組合連合会は、「貯金等規定」を下記のとおり一部変更いたします。
変更後の内容につきましては、変更日以降、当会ホームページ「取扱商品の規定一覧」をご参照ください。

記

【対象となる規定】

キャッシュカード規定

【主な変更内容】

- 店頭へのタブレット設置に伴うキャッシュカードの機能の追加。
- 改正内容の詳細については、別添新旧対照表をご参照願います。

【変更日】

令和6年10月15日

以上

<お問い合わせ先>

営業統括部 054-284-9699



キャッシュカード規定 変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>キャッシュカード規定</p> <p>※当組合を「当会」へ読み替えてご利用ください。</p>	<p>キャッシュカード規定</p> <p>※当組合を「当会」へ読み替えてご利用ください。</p>
<p>[I Cカード規定 (磁気カード含む)]</p> <p>1. (カードの利用)</p> <p>(1) 普通貯金 (利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型 (決済用)、総合口座取引および総合口座 (普通貯金無利息型) 取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金および J Aカードローン (キャッシュカード) について発行した I Cチップを搭載した I Cキャッシュカード (以下、これらを「 I Cカード」といいます。) および磁気カード (以下、「 I Cカード」と「磁気カード」を総称して「カード」といいます。) は、<u>同一名義で当組合に開設された</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定等のある場合に限ります。</p> <p>① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 当組合および提携組合の<u>店舗に設置しているタブレット、暗証番号打鍵装置等の機器を使用して、入金および払戻しを行う場合。</u></p> <p>⑥ <u>当組合および提携組合の店舗に設置しているタブレットを使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合。</u></p> <p>⑦ <u>当組合および提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合および提携組合の店舗に設置しているタブレットを用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合。</u></p> <p>⑧ その他当組合所定の取引をする場合。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ～ 18 (略)</p> <p><u>19. (タブレット等の利用)</u></p> <p>(1) <u>入金、払戻し、振込等をする際は、店舗に設置されたタブレット等の画面</u></p>	<p>[I Cカード規定 (磁気カード含む)]</p> <p>1. (カードの利用)</p> <p>(1) 普通貯金 (利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型 (決済用)、総合口座取引および総合口座 (普通貯金無利息型) 取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金および J Aカードローン (キャッシュカード) について発行した I Cチップを搭載した I Cキャッシュカード (以下、これらを「 I Cカード」といいます。) および磁気カード (以下、「 I Cカード」と「磁気カード」を総称して「カード」といいます。) は、<u>それぞれ当該</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定等のある場合に限ります。</p> <p>① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 当組合および提携組合の<u>窓口 (窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。)</u> で入金および払戻しを行う場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑥ その他当組合所定の取引をする場合。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ～ 18 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>表示等の操作手順に従って必要事項を入力してください。なお、払戻しを行う際は、払戻請求書等に届出印を押印してください。</u></p> <p><u>(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合および提携組合所定の操作手順に従って、当組合および提携組合所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。タブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u></p> <p><u>(3) 当組合および提携組合が、前記(2)の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取扱った場合（当組合が貯金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、前記 11 および 12 に定める場合にはこの限りではありません。</u></p> <p><u>(4) 前記 13(1)の暗証の変更については、タブレット等により届出ることができます。この場合、タブレット等の画面表示等の操作手順に従ってカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前記 13(1)にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</u></p> <p>[J Aカード（一体型）規定] （略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>[J Aカード（一体型）規定] （略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

変更日 令和6年10月15日